

## 処 分 基 準

令和元年12月1日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第103条第2項
処 分 の 概 要：運転免許の取消し
原権者（委任先）：宮城県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第103条第2項から第5項まで、第8項及び第9項 （免許の取消し、停止等）
処 分 基 準：運転免許の取消しを行う場合は法令の定めを基準としつつ、別添 「運転免許の効力の停止等の処分量定基準」の改正について（通 達）」（令和元年10月11日付け警察庁丙運発第24号）に従い処 分の軽減を行う。
問 合 せ 先：警察本部運転教育課（電話022-373-3601）
備 考：